

令和7年度第1回静岡県国土利用計画審議会 意見の要旨と対応

項目	意見の要旨	対応方針
第1章1(1) 県土利用を取り巻く情勢の変化と課題	今ある土地の利用やどのように継続できるかを踏まえて、人口減少の面からもアプローチをしてほしい。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。 【1頁・14行】 今後は、人口減少を前提として、デジタル技術の活用等による社会全体の生産性の向上や、多様な人材の活躍促進、行政需要の変化等を踏まえた社会全体の最適化など、長期的な視野に立って、人口減少対策に取り組んでいくことが必要である。</p>
第1章1(2) 県土利用の基本方針 ア 「県民の安心」を実現する県土利用	災害の防止対策として「森林」や「農地」の整備が必要である。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。 【7頁・7行】 (大規模自然災害への備え) また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす行政の中核、災害対応拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。</p>
第1章1(2) 県土利用の基本方針 イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用	多くの農地が転用されているのが現状ではあるが、優良農地の確保についていま一度県で取り組んで欲しい。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。 【8頁・15行】 (農林業的土地利用) 農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、無秩序な開発行為等により損なわれることがないよう、関係機関との適切な調整を実施する。</p>
第1章1(2) 県土利用の基本方針 イ 持続的な成長の実現に向けた県土利用	県の3次元点群データや国交省 PLATEAU 等の技術を国土利用の検討に活かしていくことが必要である。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。 【7頁・30行】 (都市的土地利用) 県全域で整備が進む3D都市モデルを活用し、従来とは異なる手法・視点により、課題解決や新たな価値創出を推進する。 【9頁・14行】 (デジタル技術革新の活用) 県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報における3次元点群等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。</p>

第1章1（2）県土利用の基本方針　イ　持続的な成長の実現に向けた県土利用	様々なニーズを捉え、地域らしい適切な都市再編を行うこと、地元の人たちが主体的に取り組む、まちづくりをして欲しい。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>【9頁・22行】 (多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理) 人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していく。</p>
第1章2（1）都市	都市における災害として、地震・津波だけでなく、「水害」や「土砂災害」も必要である。	<p>○ご意見を反映し、以下のとおり記載します。</p> <p>【13頁・7行】 都市防災については、密集市街地や地下空間など地震や水害、土砂災害等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。</p>
第3章1（4）県土に関する調査の推進	地域外の方による水源の売買事例が今後増える可能性があるので、水循環保全条例と国土利用計画が連携して、水源を保全して欲しい。	<p>水源保全の観点のみにより水源地となる山林等の買い占めを制限することや、外資等による土地取引に限定して取引を制限することは、財産権の侵害となるおそれがあり困難であります。</p> <p>水資源への影響が生じるおそれのある開発行為等につながる土地取引の情報を連携して把握し、既存の法令等により機動的に対応できるよう、以下のとおり記載します。</p> <p>なお、外国人による土地取得ルールの見直しを検討する方針が国において示されていることから、その動向を注視していきます。</p> <p>【26頁・9行】 水源の涵養や県土の保全などの多面的機能を持つ森林は、社会インフラであることから、国をはじめ、県、市町、団体、森林所有者等の様々な主体が連携し、森林整備を進める。<u>また、水源保全地域内における土地取引や開発行為の情報を、県、市町の関係部局間で共有し、監視を継続していく。</u></p>